

第6節 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進

1 環境学習の推進と環境保全活動の促進

◎ 現況と課題

現在の環境問題は、人間のあらゆる活動がもたらす環境への負荷が自然の持つ復元能力を上回っていることから生じています。環境を保全し、持続可能な社会を築くには、一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性を備え、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、主体的に行動できるようになるための環境学習を推進するとともに、環境保全活動の機会を創出することが重要です。

環境学習については、2007年に改定した千葉県環境学習基本方針に基づき、学習教材の作成、指導者の養成や派遣、学習拠点の連携強化等により、学習内容と機会双方の充実を図ってきました。

しかし、環境問題は時代に応じて変化していくことから、学習内容は常時見直していく必要があります。また、全ての世代が環境問題を理解し、解決のために自ら行動できるよう情報や学習の機会を提供していく必要があります。さらに、2015年の国連総会で採択されたSDGsを掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が示しているように、環境・経済・社会の諸課題は相互に影響を及ぼしあっており、その解決には県民全体の環境意識の醸成が重要です。

環境保全活動については、これまで、県主催の環境美化運動の実施や県民自らが行う活動への助成を行う等、多くの主体が参加できる機会を設け、市民活動団体、事業者、教育機関等とパートナーシップを構築し、各主体の連携による事業を実施してきました。

こうした取組により、環境保全活動への参加者は増加しましたが、一方で、環境について関心が低い人に対して、いかに参加のきっかけを作っていくかが課題といえます。時代の要請に合わせた柔軟な開催形態により、県民の関心と理解を深めていく必要があります。

◎ 目指す環境の姿

持続可能な社会づくりに向けて、環境について深い知識を持つ人づくり、学んだ知識を広く伝えられる人づくり、環境のために個人においても協働においても行動を起こし、発展させられる人づくりが実現され、皆が環境保全活動に参加しています。

◎ 主な取組

(1) 環境学習の推進

■環境学習を推進する人材の育成と活用【循環型社会推進課、環境研究センター】

環境学習・環境保全活動を進める環境学習指導者としての力を備えた人材を育成するためのプログラムを整備します。

特に、地球温暖化問題については、地域で普及啓発活動を行う千葉県地球温暖化防止活動推進員の技能向上に係る研修を行い、県内各地で開催される講習会や研修会等に講師として派遣します。

■環境学習機会の提供【循環型社会推進課】

各主体と連携して、環境学習に取り組む団体の紹介等を通じて、様々な分野、地域や年齢など幅広い対象者が、身近なところで楽しく環境学習に取り組むことができる場や機会の充実を図り、多様な環境学習の機会を提供していきます。

また、県民が環境学習に関する情報をいつでも入手できるよう、各主体と協働して情報提供の体制を整備するとともに、環境学習をより充実させるため、プログラム・教材などの開発に取り組みます。

■環境学習の場の整備と活用【循環型社会推進課】

環境学習の拠点となる施設の整備拡充に努めるとともに、県有施設にとどまらない地域の学習拠点間の相互連携を促進します。

また、自然体験や環境保全活動の実践ができる環境学習の場として、干潟や里山などの活用を進めます。

■環境学習における連携・協働の推進【循環型社会推進課】

県民、市民活動団体、事業者・団体、教育機関、市町村、県など環境学習に取り組む各主体がより連携・協働して環境学習を推進できるよう、情報共有のシステムづくりなど、効果的な方策について各主体の意見を踏まえながら実施します。

■県の率先取組【環境政策課】

新規採用職員研修などの場で職員に対する環境研修を実施することなどにより、職員一人ひとりが、それぞれの業務において、また生活者として家庭や地域で、環境に配慮した行動の実践者となるよう努めます。

■千葉県環境学習等行動計画の策定【循環型社会推進課】

環境学習については、これまで千葉県環境学習基本方針（1992年策定、2007年改定）に基づいて推進してきましたが、千葉県環境基本計画の改定や環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の改正、さらには国連総会で採択されたSDGsを掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づいて、環境学習の推進を図ります。

ンダ」の考え方などを踏まえながら、千葉県環境学習等行動計画を新たに策定し、更なる環境学習の推進に努めていきます。

(2) 環境保全活動の促進

■環境保全活動を促進する人材の育成【循環型社会推進課】

地域で環境保全活動を牽引するリーダーや、連携・協働を推進するコーディネーター等を育成するとともに、次世代を担う児童・生徒が、環境問題を自らの課題として理解し、主体的に判断し行動できるよう育成します。



千葉県立下総高校



千葉県立船橋夏見特別支援学校

■環境保全活動の参加機会の創出【循環型社会推進課】

時代の要請に合わせた開催形態で、多くの主体が環境保全活動に参加できる機会を増やします。

■環境保全活動の支援制度の整備【循環型社会推進課】

県民の環境保全活動への支援制度の整備・活用に努めます。また、環境保全活動の場や機会の提供に係る情報を提供します。

■各主体の連携・協働によるイベントの実施【循環型社会推進課】

各主体の相互理解と連携・協働による環境保全活動の実施を促進するために、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントを開催するなど、異なる立場の人々が交流し、情報を交換できる機会を提供します。

また、市民活動団体等との良好なパートナーシップを構築する中で、次世代の環境保全活動の担い手となる新しい世代を取り込んでいきます。



エコメッセ2018inちば



エコドライブの普及促進

■環境保全活動に対する表彰等【環境政策課、循環型社会推進課】

「千葉県環境功労者知事感謝状」など、環境の保全活動に顕著な功績のあった個人や団体を表彰し、その活動内容を県民に広く紹介することにより、環境保全活動に対する県民の関心と理解を深め、活動の広がりを図ります。

(3) 環境情報の提供

■積極的な環境情報の提供【環境政策課、環境研究センター】

県の調査測定した環境データなどの環境情報を積極的に公開します。

また、本県の環境の現況や環境保全に関する施策の取組状況を「千葉県環境白書」に取りまとめて公表するほか、パンフレット等の各種刊行物やホームページにより、正確でわかりやすく情報提供します。

さらに、環境研究センターが行っている調査研究の成果を、広報誌やインターネット等を活用して広く分かりやすく発信するとともに、施設の公開や見学者の受入れなど、県民がより深く学べるように、研究機関の特徴を生かした情報提供も行います。

◎ 関連する個別計画

○千葉県環境学習基本方針（2007年9月策定）

環境学習の推進を図っていく上で基本的な考えとその方向を定めたもので、持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくりを目指しています。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
県が主催・共催する環境学習に関する行事の参加者数	24,590人 (2017年度)	25,000人 (毎年度)
日常生活活動の中で、環境に配慮して行動を心掛けている人の割合	79.7% (2018年度)	90.0% (2028年度)

2 環境保全の基盤となる施策の推進

◎ 現況と課題

○環境影響評価制度※

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模な事業の内容を決めるに当たって、環境の保全の観点から踏まえてよりよい事業を作り上げていこうという制度です。手続きの中で、住民や行政機関などの意見も聴きながら、あらかじめ事業者が自ら、調査・予測・評価を行った上で環境保全措置の検討を行います。

本制度では、道路建設、河川工事、発電所設置、工業団地や宅地の造成など、環境への影響が大きいおそれのある、一定の規模以上の事業を対象に、環境影響評価の手続きの実施を義務付けています。

環境影響評価法に基づき、統一的な環境影響評価制度が確立していますが、本県では千葉県環境影響評価条例により、法の対象とならない種類・規模の事業を対象事業に加えるとともに、法の対象事業も含めて、事後調査報告書の作成や県民等の意見を聴く機会の拡充など、独自の手続を追加しています。

県では、環境アセスメント制度の的確な運用に努めているところですが、事業特性や地域の実情などを踏まえながら、より効率的・効果的に対応していくことが重要となっています。

○調査研究体制

千葉県では、環境の試験研究機関として環境研究センターを設置し、時代の要請に応えながら、多様化・複雑化する環境問題を解決するための調査研究に取り組んできました。

東日本大震災時に生じた本県への環境影響への対応についても、環境研究センターに過去から集積されている知見や技術を役立ててきたところです。

今後、首都直下型の地震が想定されること、また、環境影響が懸念される大規模な事業が計画されていることから、更なる新たな知見や技術を取り入れ、効果的に課題を解決できるように調査研究体制を一層充実させることが求められています。

また、得られた成果や培ってきた技術等を、市町村等に広く還元することも重要です。

○ちば環境再生基金

ちば環境再生基金は、2002年度から、ふるさと千葉の自然の保全と再生に取り組む環境保全活動への助成金として活用されています。

今後も、ちば環境再生基金の設置を継続し、これまで以上に県民一人ひとりに基金の存在と基金による助成事業を知ってもらい、さらには、県民自身が積極的に「自然環境の保全と再生」や「循環型社会の形成」の活動に関わっていく仕組みを構築していくことが重要です。

◎ 目指す環境の姿

県内で実施される規模の大きい事業が、環境への影響を適切に回避・低減し、環境の保全に配慮したものとなっています。

調査研究の成果や技術が活用され、環境をめぐる様々な課題の解決が進められています。

ちば環境再生基金が有効に活用され、各主体が協働で自然環境の保全・再生、循環型社会づくりを推進しています。

◎ 主な取組

(1) 環境影響評価制度の充実

■環境影響評価制度の的確な運用【環境政策課】

事業による環境への影響の回避・低減を図るため、調査・予測・評価、環境保全措置の検討、工事着手後の調査などが確実に行われるよう運用します。

また、環境影響評価の充実を図るため、審査に必要な科学的知見の集積を図るとともに、県民・事業者への情報提供を行います。

■環境影響評価手続への参加促進【環境政策課】

環境影響評価手続への県民等の参加を促進するため、より分かりやすい環境影響評価方法書等の作成を事業者に指導するとともに、意見提出におけるインターネットの活用に努めます。

■環境影響評価に係る審査の充実【環境政策課】

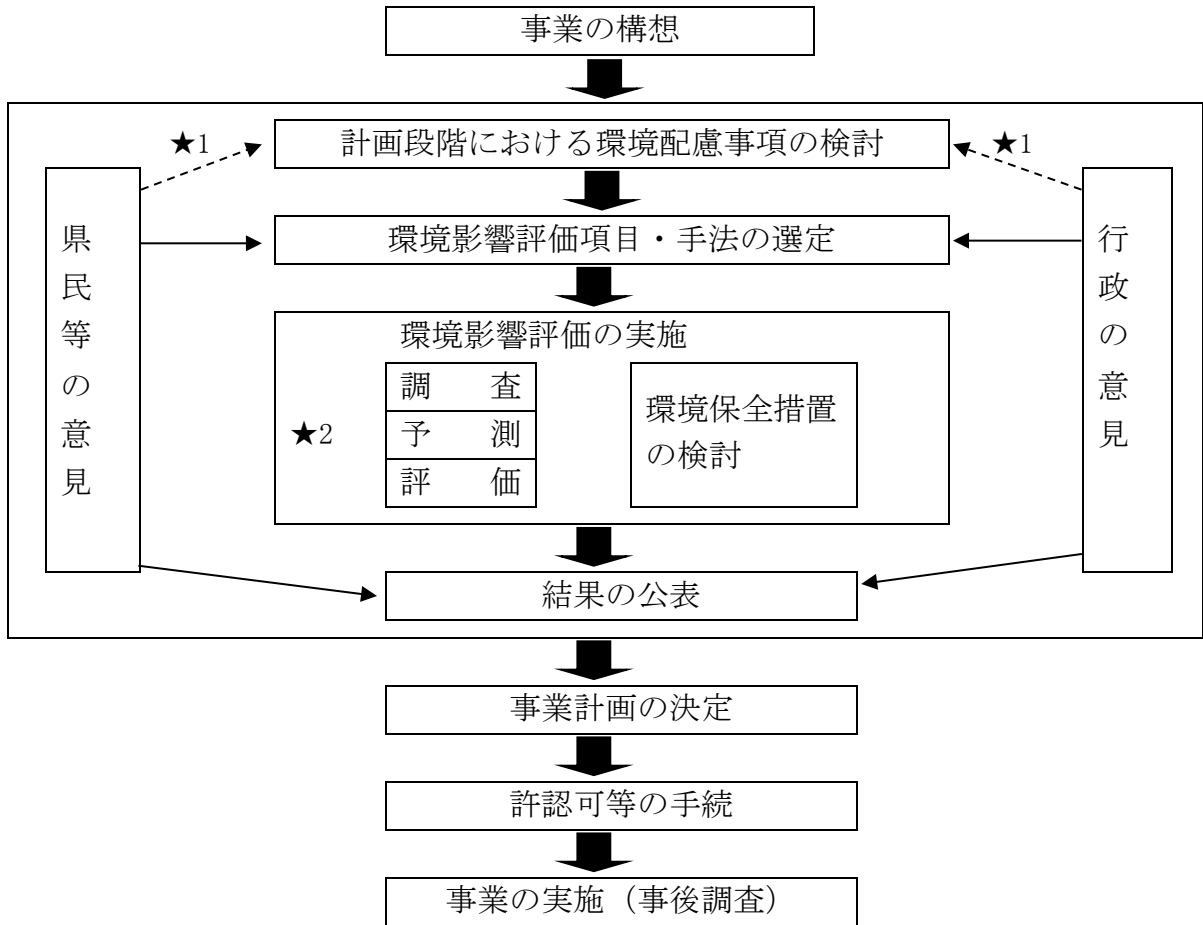
事業特性や地域の実情を踏まえながら、地域環境の保全の視点はもとより、地球温暖化対策等、事業を取り巻く状況を踏まえ、適切な審査を行うよう努めます。

表 4-6-1 環境影響評価の対象事業（これらのうち一定規模以上のもの）

事業の種類	法	条例	事業の種類	法	条例
①道路の新設・改築	○	○	⑪新都市基盤整備事業	○	○
②河川工事	○	○	⑫流通業務団地造成事業	○	○
③鉄道・軌道の建設・改良	○	○	⑬宅地開発事業	○	○
④飛行場・その施設の設置・変更	○	○	⑭レクリエーション施設用地造成事業		○
⑤発電用電気工作物の設置・変更	○	○	⑮工場の新設・増設		○
⑥廃棄物最終処分場の設置・変更	○	○	⑯終末処理場の新設・増設		○
⑦公有水面等の埋立て・干拓	○	○	⑰し尿処理施設の新設・増設		○
⑧土地区画整理事業	○	○	⑱廃棄物焼却等施設の新設・増設		○
⑨新住宅市街地開発事業	○	○	⑲砂利等採取事業		○
⑩工業団地造成事業	○	○	⑳土砂等の埋立て等の事業		○

注) ①から⑬は、法の対象とならない一定規模以上の事業を条例の対象とし、⑭から⑳は、条例で独自に追加しています。

図 4-6-1 環境影響評価制度に定める基本的な手続き



- ★1 計画段階における検討においては、地方公共団体及び県民等は、事業者が求めた場合に意見を提出することができます。
- ★2 調査・予測・評価について
 - ・「調査」は、事業予定地やその周辺の環境の現況を、既存資料の収集や現地調査などの方法によって明らかにすることです。
 - ・「予測」は、調査の結果を基に、事業の実施に伴う環境影響の程度を、数値計算や類似事例の引用などの方法によって明らかにすることです。
 - ・「評価」は、調査・予測の結果や環境保全措置の内容を基に、事業の実施に伴う環境影響が事業者の実行可能な範囲で回避・低減されているかどうかについての事業者の見解を明らかにすることです。

(2) 調査研究体制の充実

■環境研究センターの機能強化【環境政策課、環境研究センター】

環境保全の基盤となる調査研究や技術支援などを効果的に行うため、組織体制の見直しや施設の再整備の検討を進め、機能強化を図ります。

また、課題を解決する技術力を向上させるため、国等が行う技術研修への職員の積極的な参加、他の研究機関との交流の促進などを通じ、新たな知見や技術を取り入れ、人材の育成を図ります。

■行政課題を解決する調査研究の推進

【環境研究センター】

施策展開に必要な調査業務を着実に進めるとともに、県や市町村の抱える行政課題の解決に向けて必要に応じて他機関と連携し新たな調査研究に取り組みます。

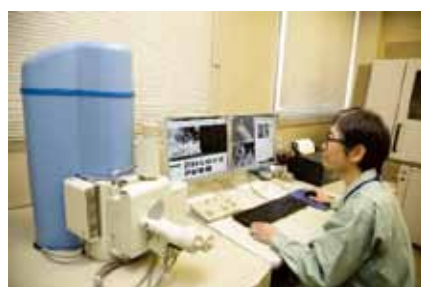
調査研究については、進捗状況を毎年評価し必要に応じて見直しを図ります。



印旛沼における水質調査

■技術支援等の充実【環境研究センター】

市町村等への技術支援や事業者への技術指導を行うとともに、環境保全業務を担当する市町村職員等への技術研修を行うなど、環境研究センターが保有する知見や技術を広く活用します。



電子顕微鏡による試料分析

(3) ちば環境再生基金の充実と活用

■ちば環境再生基金の設置と運営【循環型社会推進課】

引き続き、(一財)千葉県環境財団※に「ちば環境再生基金」を設置し、学識経験者等で構成する「ちば環境再生推進委員会」が基金を適正に運用し、基金による事業を公正かつ適切に実施します。

■啓発・募金活動の推進【循環型社会推進課】

環境イベント、広報誌、インターネット等の媒体を活用するとともに、県民、市民活動団体や事業者の協力を得ながら、環境問題への関心を高める広報活動と募金活動を実施します。

■各種助成事業による環境の保全・再生の推進【循環型社会推進課】

地域住民や市町村が自ら又は協働によって行う環境保全活動等に対し、事業費の助成等の支援を行い、生活環境の改善や自然環境の保全・再生を推進します。

また、各種助成は、時代の要請に合わせ、申請者が利用しやすいように、必要に応じて制度を見直します。



ちば環境再生基金マスコット
キャラクター ちば犬(けん)

◎ 計画の進捗を表す指標

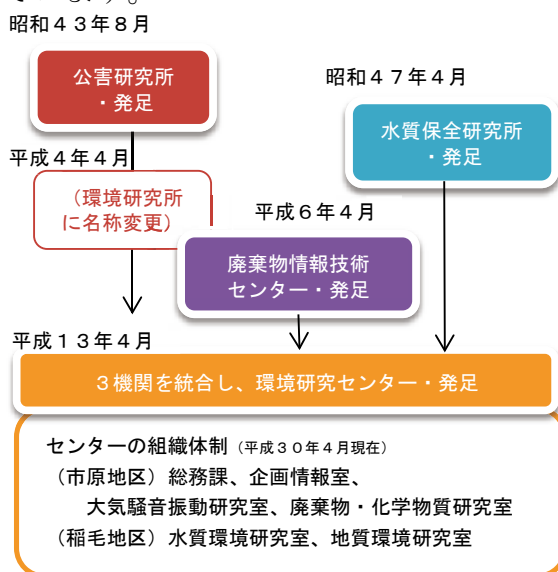
項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
ちば環境再生基金による助成事業の実施件数	64件 (2017年度)	累計700件 (2019～2028年度)

コラム

技術面から環境と向き合う

千葉県では、公害の激化した昭和40年代以降、環境の諸課題の解決に向け技術面を担う3つの機関を発足させました。これらを統合し発足したのが現在の「環境研究センター」です。大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、騒音振動などの公害に始まり、時代の変化に対応しながら廃棄物の適正処理、化学物質、PM2.5、放射能などの問題にも関係機関と連携して対処してきました。

課題解決のために研究を行うのはもちろんのこと、立入検査や技術研修など環境保全に欠かせない様々な技術的な役割を担っています。また、環境について学びたい県民の皆さんに向けた情報提供等も行っています。



環境研究センター事業方針の概要

基盤業務

- ・環境の状況を知るための継続的な調査や今後必要となるデータの収集・調査を行います。
環境放射能に関する調査、地盤沈下に関する調査、化学物質環境実態調査、最終処分場の廃止に向けた調査など
- ・関係機関と共同で環境保全のための業務を行います。
工場・事業場等への立入検査、自動計測機の精度管理、委託分析機関に対する技術指導、県や市町村職員への各種技術研修など

研究業務

- ・調査及びその結果の解析等を行い、県政における課題の解決に向けた施策提案を行います。
PM2.5等の粒子状物質に関する調査・研究
印旛沼・手賀沼の水質汚濁のメカニズムに関する調査・研究

共同研究

- ・国や他自治体、千葉県の他の試験研究機関等と共同で研究を行います。
PM2.5等の広域的な汚染の解明、災害時等の緊急調査手法の開発など

環境情報の提供

- ・収集した環境情報や調査研究成果について、県民にわかりやすく伝えます。
環境講座、講師派遣、施設見学、冊子の発行など

3 環境と経済の好循環の創出

◎ 現況と課題

現在、環境面では、地球温暖化など一刻の猶予もない問題を抱えています。一方、経済面においても、少子高齢化に伴う経済活動の停滞が懸念されるなど、環境・経済の両面で大きな課題を抱えています。

環境保全は、環境制約の中で経済を持続的に発展させるための基盤となるものであり、このような状況においては、環境と経済の課題を別々に取り組むのではなく、環境と経済を一体的に捉え、複数の課題を統合的に解決し、環境と経済を同時に向上させていくことが重要です。

県民・事業者・行政など、各主体の自主的、積極的な環境保全の行動が経済の課題を解決するとともに経済を発展させ、経済が活性化することによって環境保全も促進され、環境の意識が更に高まるというように、環境と経済の好循環を創出することが必要です。

このためには、環境保全とともに経済の活性化にも資する産業が発展していかなければなりません。環境負荷を低減し、資源循環による持続可能な社会を実現させる製品・サービスを提供する環境産業や、環境と親和性が高い農林水産業や観光産業などの育成・振興が必要です。

また、地域資源の活用によって利益がもたらされ、その利益が地域内で循環することで経済効果が増大される地産地消への取組も大切です。再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消による地域振興の支援など、新エネルギー関連産業の振興を図る必要があります。

県民・事業者が自主的、積極的な環境再生に寄与する活動を行うことも大切です。ESG投資※が世界の潮流となる中、環境に配慮する企業が評価され、事業者はこれまで以上に環境を重視することになっています。活動による環境負荷の低減のみならず、環境に寄与する設備や製品、サービスの積極的な選択に結びつき、経済の活性化にも結びついていきます。

◎ 目指す環境の姿

各主体が需給両面で積極的に環境に配慮した行動を実践しており、その行動が経済を活性化させ、経済の活性化によって環境保全も促進されるというように、環境と経済の間の好循環を創出しています。

◎主な取組

(1) 環境関連産業の振興

①循環産業の活性化

■循環産業の振興方策の検討(再掲)【循環型社会推進課】

関連団体と連携し、排出事業者と先進的なリサイクル技術を有する処理業者とのマッチングセミナーを実施するほか、循環産業の振興方策について検討します。

■先進的なリサイクル技術の普及促進【循環型社会推進課】

産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの促進を、より一層確実なものとするため、先進的なリサイクル技術の普及促進に向けた研修会等を開催します。

■バイオマス利活用の推進

【循環型社会推進課、担い手支援課、農地・農村振興課、畜産課、森林課、産業振興課、下水道課】

千葉県バイオマス活用推進計画に基づき、活用に必要な基礎の整備や原料利用の拡大(入口対策)、製品の利用促進(出口対策)、活用に係る調査研究及び普及、活用推進計画の推進体制の整備を柱に、食品廃棄物の飼料化の推進や、木質バイオマスの利用拡大の推進などを図ります。

■2R推進型ビジネスモデルの促進【循環型社会推進課、商工労働部関係各課】

モノの点検・修繕・交換・再使用やシェアリングなど、資源生産性の向上を図る上で重要である3Rの中でも、特に2Rを推進する新たなビジネスモデルの普及を促進していきます。

②中小企業等の事業展開への支援

■ちば中小企業元気づくり基金事業【経済政策課】

中小企業による新たなビジネスモデルの構築や、研究開発能力を高めながら技術力を向上させるため、「ちば中小企業元気づくり基金事業」を活用して、県内中小企業による環境関連分野の新商品・新技術開発や販路開拓等を支援します。

■産学官連携・企業間連携の促進【経済政策課、産業振興課】

環境関連産業における新事業創出の促進を図るため、産学官連携や企業間連携による技術開発・新製品開発等を推進するコーディネーターを配置し、企業連携等による技術開発や事業化に向けた支援を行います。

(2) 環境と調和した産業の振興

①環境に配慮した農林水産業の推進

■「環境にやさしい農業」の推進（再掲）【安全農業推進課】

農業の生産性向上を図りつつ、環境への負荷を軽減するため、土着天敵の活用等農薬のみに頼らない防除技術の導入定着や家畜ふん堆肥の有効活用など化学合成農薬・化学肥料の低減に向けた取組を進めます。

また、環境保全や食品安全等の農業の持続可能性を確保するGAPの取組拡大を図るとともに、ちばエコ農業制度などにより農業者の取組を支援し、環境にやさしい農業を総合的に推進します。

■耕畜連携の推進【畜産課】

家畜排せつ物を有効活用するため、耕種農家と畜産農家の連携を推進し、堆肥の水田等への施用など、新たな利用拡大を図ります。

②自然を活用した観光産業の振興

■グリーン・ブルーツーリズムの推進【流通販売課】

多種多様な農林水産物、美しい景観、郷土料理、伝統文化など豊富な地域資源や、首都圏にありながら豊かな自然環境に恵まれた本県の立地優位性を最大限に活用したグリーン・ブルーツーリズムを推進し、訪れる人の環境保全の意識向上を図るとともに、農山漁村の活性化を図ります。

■房総ジビエ※など有害鳥獣の有効利用促進【流通販売課】

有害鳥獣の資源活用として、飲食店と連携したフェアを実施するなど、捕獲されたイノシシやシカの肉を新たな観光資源「房総ジビエ」として普及させ、地域活性化を図ります。

(3) 新エネルギーの推進

■再生可能エネルギー産業の振興【産業振興課】

家庭への再生可能エネルギー導入の促進、事業者等による再生可能エネルギーの導入に関し、ワンストップ窓口による相談対応や情報提供、地域と連携した再生可能エネルギー等の活用に向けた取組に対する支援を行うことにより、再生可能エネルギー関連産業の振興を図ります。また、全国的にポテンシャルが高いとされる海洋再生エネルギーについて、漁業関係者や市町村等と連携し、導入に向けた検討を進めます。

■水素社会の構築に向けた取組の推進【産業振興課】

水素社会の構築に向けて、県内企業等で構成される「千葉県水素エネルギー関連産業振興プラットフォーム」等を活用しつつ、京葉臨海コンビナート等、千葉の特色を生かした水素の利活用の検討を進めます。

(4) 環境再生に寄与する活動の促進

①企業における自主的環境保全活動の推進

■CO2CO2スマート宣言事業所登録制度による支援（再掲）

【循環型社会推進課】

省エネルギー等の地球温暖化対策に積極的に取り組む事業所を「CO₂CO₂（コツコツ）スマート宣言事業所」として登録し、各事業所の取組を広く紹介することにより、二酸化炭素排出量の削減に取り組む事業者を支援します。

■中小企業への融資による支援（再掲）【環境政策課】

中小企業等が行う地球温暖化防止や自動車環境対策などの取組に対して、「千葉県中小企業振興資金（環境保全資金）」により、必要な資金を融資します。

■環境マネジメントシステムの普及促進（再掲）【環境政策課】

温室効果ガスの排出量削減など、環境に配慮した事業活動を推進する仕組みとなる環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）の普及を図ります。

②消費者の意識啓発

■グリーン購入の普及促進【環境政策課】

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷が少ないものを購入する「グリーン購入」を普及促進し、環境に寄与する製品やサービスの積極的な選択を図ります。

■消費者市民社会の進展に向けた消費者教育の推進【くらし安全推進課】

一人ひとりの消費活動が、現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを理解し、持続可能な社会づくりを考慮した消費行動につなげていくため、関係部局が相互に連携して、環境教育や食育※などの消費者教育を進めます。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
最終エネルギー消費量当たり 県内総生産	22.5百万円/TJ (2015年度) [参考] 県内総生産 194,470億円 最終エネルギー消費量 865,443TJ (2015年度)	増加させます (2028年度)
バイオマス資源の利用率 【再掲】	71% (2016年度)	80%以上 (2028年度)
再生可能エネルギー導入量 【再掲】	10,864 T J (2017年度)	21,500 T J (2028年度)
発電設備導入量	2,267 MW	4,000 MW
事務所・店舗等の延床面積 1㎡当たりエネルギー消費量 【再掲】	1.78GJ/㎡★ ₁ (2013年度)	1.07GJ/㎡★ ₁ (2030年度)
製造業の生産量当たりエネルギー消費量★ ₂ 【再掲】	5.36PJ/指数★ ₁ (2013年度)	4.82PJ/指数★ ₁ (2030年度)

★1 2016年12月以降、「都道府県別エネルギー消費統計」（資源エネルギー庁作成）等について推計方法の変更などがあったため、千葉県地球温暖化対策実行計画策定時（2016年9月）の数値を再計算しています。

★2 産業部門のエネルギー消費量を鉱工業生産指数（2013年度を100）で除したものです。低炭素社会実行計画参加企業を除いています。

4 災害時等における環境問題への対応

◎ 現況と課題

本県では、過去に東日本大震災での地震・津波被害や風水害などの大規模災害により大きな被害がもたされてきました。また、南関東地域では、今後30年の間に首都直下地震が70%程度の確率で発生すると予測されます。さらには、地球温暖化などの影響により、台風が強大化するとともに、局地的な集中豪雨の頻度が増大すると予測され、風水害や土砂災害が増大することが懸念されます。

災害発生時には、様々な種類の廃棄物が一度に大量に発生することから、早期の復旧・復興のためには、災害廃棄物をいかに円滑かつ迅速に処理するかが重要です。

そのため、県では2018年3月に千葉県災害廃棄物処理計画を策定し、非常災害時における廃棄物処理等に係る県の基本的な考え方や役割を示しました。大規模災害発生時の混乱の中でも、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が図られるよう、具体的なマニュアル等を作成し事前に備えるとともに、大規模災害発生時における、国、県、市町村、民間団体との相互協力体制を進めることが必要です。

また、災害廃棄物は一般廃棄物であり、実際に処理する主体は市町村等であることから、災害廃棄物対策指針（環境省）を踏まえた「市町村災害廃棄物処理計画」の策定を促進していく必要があります。

一方、災害時の有害物質飛散・漏えい対策も重要です。災害時にはアスベストを含む建築材料を使用した建物等が倒壊・破壊して外部に露出することにより、アスベストが大気中に飛散するおそれがあります。また、多数の被災した建築物等の解体・補修や、大量の廃棄物の処理が行われることが予想され、これらに伴うアスベストの飛散が懸念されます。

さらに、本県は、京葉臨海部に大規模なコンビナートを有していることなどから、災害時に有害化学物質が飛散・漏えいし、深刻な環境汚染が懸念されます。

災害時には混乱が予想されますが、アスベストの飛散や有害化学物質の飛散・漏えいによる人の健康や生態系への影響を最小限にとどめるよう、情報を整理し、体制を整える必要があります。

◎ 目指す環境の姿

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策や有害物質の飛散・漏えい対策など、災害に備えた対策が強化され、県民の生活環境の早期復旧・復興のための体制が確立しています。

◎ 主な取組

(1) 災害廃棄物対策の推進

■協力体制の構築【循環型社会推進課】

県内市町村等の相互協力体制の運営に係る助言を行うとともに、関係団体等との協力体制を構築していきます。

また、広域処理に係る国（環境省、環境省関東地方環境事務所）、他都道府県との協力体制を構築していきます。

■市町村等における災害廃棄物対策の強化【循環型社会推進課】

市町村が災害廃棄物処理計画の策定や見直しを行う際に技術的な支援を行います。また、一般廃棄物処理施設の強靱化や整備に係る助言を行います。

■人材の育成・確保【循環型社会推進課】

災害廃棄物処理を担う市町村等職員に対する教育・訓練を実施するなど、災害廃棄物対策のための人材の育成・確保に取り組みます。

(2) 災害時の有害物質飛散・漏えい対策

■アスベストの飛散防止対策【大気保全課】

アスベスト含有建材を使用している建物等の情報を収集し、災害発生時に適切に情報提供が行える体制づくりを推進します。

■有害化学物質の汚染防止対策【大気保全課、水質保全課】

P R T R制度や水質汚濁防止法等に基づく届出情報を基に、関係機関へ必要な情報提供を行うとともに、環境汚染防止体制を整えます。

また、事業者に対して漏えい防止構造の採用、保守点検の実施など、災害に備えた漏えい防止対策を指導します。

◎ 関連する個別計画

○千葉県国土強靱化地域計画（2017年1月策定）

大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧、復興が可能な千葉県を、市町村、民間事業者、県民等、各主体の参画・連携の下、県土の健康診断に当たる脆弱性評価を踏まえて、作り上げるため策定した計画です。

○千葉県地域防災計画（2017年8月修正）

様々な災害に備えて、自衛隊、ライフライン関係機関などそれぞれの防災関係機関がその全機能を発揮して、県民の生命や身体、財産を守るための各防災対策を総括的な計画としてまとめたものです。

○千葉県廃棄物処理計画（2016年3月策定）

廃棄物処理法に基づき、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な事項などを定める計画です。

○千葉県災害廃棄物処理計画（2018年3月策定）

「千葉県廃棄物処理計画」に基づき、非常災害時における災害廃棄物の処理に関する県の基本的な考え方を示したものです。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
災害廃棄物処理計画の策定市町村数	3市町村 (2017年度)	全市町村 (2020年度)